

令和 8 年熊本地震による被災者の方に対する 県税納税証明書交付手数料の免除について

熊本県手数料条例第 2 条第 2 3 7 号の規定に基づき、地方税法第 2 0 条の 1 0 の規定に基づく証明書の交付手数料を徴しているところですが、令和 8 年熊本地震により被災にあわれた方が、次の目的に使用するために県税の納税証明書の交付を請求する場合に限り、当該交付手数料を免除することとします。

1. 対象となる手数料 [熊本県手数料条例第 2 条第 237 号、第 6 条]

納税証明書の交付手数料（1 件・1 枚につき 4 0 0 円）

2. 免除対象となる使用目的及び確認書類

（1）使用目的

令和 8 年熊本地震により相当な損失を受けたことにより、その復旧に必要な資金の借入れ等のために使用する場合

（2）確認書類

令和 8 年熊本地震による災害で発行された罹災証明書

令和 8 年熊本地震の被災者であることが確認できる公的証明書

またはこれに準ずる書類（被災届出証明書など）でも可

3. 適用期間等

令和 8 年（2 0 2 6 年）7 月 2 8 日から令和 9 年（2 0 2 7 年）3 月 3 1 日までの申請分に適用。

ただし、免除対象となる手数料を既に支払った方が払戻しを申し出られた場合には、必要書類の提出により払い戻します。

詳しくは各交付請求窓口にお尋ねください

交付請求窓口	電話番号	所在地
県央広域本部 総務部 収税第一課 (郵送請求送付・問い合わせ先)	(096) 333-3200	〒862-8571 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 熊本県庁 行政棟新館 1階
県北広域本部 総務部 収税課	(0968) 25-4272	〒861-1331 菊池市隈府1272-10
県南広域本部 総務部 収税課	(0965) 33-2184	〒866-8555 八代市西片町1660
天草広域本部 総務部 税務課	(0969) 22-4370	〒863-0013 天草市今釜新町3530
宇城地域振興局 総務振興課	(0964) 32-1330	〒869-0532 宇城市松橋町久具400-1
上益城地域振興局 総務振興課	(096) 282-3419	〒861-3206 上益城郡御船町辺田見396-1
玉名地域振興局 総務振興課	(0968) 74-2133	〒865-0016 玉名市岩崎1004-1
鹿本地域振興局 (山鹿県税窓口)	(0968) 44-1061	〒861-0592 山鹿市山鹿987-3 (山鹿市役所内)
阿蘇地域振興局 総務振興課	(0967) 22-4527	〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2402
芦北地域振興局 総務振興課	(0966) 82-2317	〒869-5461 葦北郡芦北町芦北2670
球磨地域振興局 総務振興課	(0966) 24-5793	〒868-8503 人吉市西間下町86-1
自動車税事務所	(096) 368-4020	〒862-0901 熊本市東区東町4丁目14-37